管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月16日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1969号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第６－118号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改　　正　　後

別表第１（第２条関係）

組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	（略）		
	（略）	（略）	
		（略）	５種
	（略）		
	大阪事務所	所長	
	企業誘致・投資促進営業本部	営業本部長	３種
		副営業本部長	５種
	（略）		
（略）			

備考　（略）

改　　正　　前

別表第１（第２条関係）

組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	（略）		
	（略）	（略）	
		（略）	５種
	（略）		
	大阪事務所	所長	
	（略）		
（略）			

備考　（略）

附　則

この規則は、令和８年11月16日から施行する。